

# 令和6年教育委員会第3回定例会会議録

開会日時 令和6年3月13日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 11時20分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花高子  
同職務代理者 谷部憲子  
委 員 井口信二  
委 員 上原有美江  
委 員 壺内 明  
委 員 青柳 豊

## 議場出席委員

・教育次長	中島 俊一	・学校教育担当部長	佐々木健二郎
・教育総務課長	山崎 淳	・学校施設担当課長	小野村守宏
・学校環境整備担当課長	尾崎 隆夫	・学務課長	羽田 顕
・指導室長	谷合みやこ	・学校教育推進担当課長	江川 泰輔
・学校教育支援担当課長	大川 千章	・統括指導主事	木村 文彦
・統括指導主事	青木 大輔	・地域教育課長	高橋 裕之
・放課後支援課長	石川まどか	・生涯学習課長	柏原 正彦
・生涯スポーツ課長	柿澤 幹夫	・中央図書館長	新井 秀成

## 書 記

・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花高子 委員 谷部憲子 委員 井口信二

以上の委員3名を指定する。

開会時刻 10時00分

**○教育長** おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和6年教育委員会第3回定例会を開会いたします。

本日の議事録の署名は、私に加え、谷部委員と井口委員にお願いをいたします。

本日傍聴の申出はありませんけれども、本日の議案第16号から第18号につきましては、議会の議案に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開といたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**○教育長** それでは、議案第16号から18号につきましては、非公開といたします。

それでは、議事に入ります。

本日は議案等が4件、報告事項等が13件でございます。

それでは、議案第16号「葛飾区立本田小学校ほか18校教師用教科書及び指導書の買入れに関する意見聴取」を上程いたします。

学務課長。

**○学務課長** それでは、議案第16号「葛飾区立本田小学校ほか18校教師用教科書及び指導書の買入れに関する意見聴取」についてご説明申し上げます。

まず、「提案理由」でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長から意見を求められたので、本案を提出するものでございます。

なお、議案第17号、18号につきましても同様でございますので、この後の提案理由の説明につきましては、省略させていただきます。

別添の契約締結案につきまして、異議のない旨、区長に回答したいと考えてございます。

1枚、おめくりいただきまして、2枚目に提出議案を添付してございます。内容につきましては、さらに1枚、おめくりいただきまして、3枚目、参考資料をご覧ください。本件は令和6年度小学校用教科書の改定に伴いまして、教員の指導用として教科書及び指導書を各学校に納入するものでございます。

2の(1)買入れ物件でございますけれども、教師用教科書及び指導書、5,365冊を購入するものでございます。(2)の買入れの方法は、随意契約。(3)の予定価格及び(4)の買入れ金額は、5,469万6,252円。買入れの相手方は、新小岩にございます株式会社延文堂。(6)の納期につきましては、令和6年4月30日でございます。

3番に買入れ物件の内訳といたしまして、次ページ以降、別紙をつけてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

**○教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第16号について、原案のとおり可決することにご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 16 号は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第 17 号「葛飾区立葛飾小学校ほか 17 校教師用教科書及び指導書の買入れに関する意見聴取」を上程します。

学務課長。

○**学務課長** 議案第 17 号「葛飾区立葛飾小学校ほか 17 校教師用教科書及び指導書の買入れに関する意見聴取」についてご説明申し上げます。

別件の契約締結案につきまして異議のない旨、区長に回答いたしたいと考えてございます。

2 枚目に提出議案を添付してございまして、内容につきましては、3 枚目、参考資料をご覧ください。

本件は、令和 6 年度小学校用教科書の改訂に伴いまして、教員の指導用として教科書及び指導書を各学校に納入するものでございます。

2 の (1) 買入れ物件でございまして、教師用教科書及び指導書、5,370 冊を購入するものでございます。(2) 買入れの方法は、随意契約。(3) の予定価格及び (4) の買入金額は、5,228 万 9,254 円になってございます。買入れの相手方は、青戸にございますカンダヤ。(6) の納期は、令和 6 年 4 月 30 日でございます。

3 番、買入れ物件の内訳につきまして、次ページ以降、別紙をつけてございます。

説明は以上でございまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 17 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 17 号は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第 18 号「葛飾区立南綾瀬小学校ほか 8 校教師用教科書及び指導書の買入れに関する意見聴取」を上程します。

学務課長。

○**学務課長** それでは、議案第 18 号「葛飾区立南綾瀬小学校ほか 8 校教師用教科書及び指導書の買入れに関する意見聴取」についてご説明申し上げます。

別添の契約締結案につきまして異議のない旨、区長に回答いたしたいと考えてございます。

2 枚目に提出議案、3 枚目に内容を参考資料として記載してございます。

3 枚目をご覧ください。本件は、先ほど同様、令和 6 年度小学校用教科書の改訂に伴いまして、教員の指導用として、教科書及び指導書を各学校に納入するものでございます。

2の(1)買入れ物件でございますが、教師用教科書及び指導書、2,490冊を購入するものでございます。(2)の買入れの方法は、随意契約。(3)の予定価格及び(4)の買入れ金額は、2,572万170円でございます。(5)買入れの相手方は、柴又のことぶき文具店。(6)納期は、令和6年4月30日でございます。

3番、買入れ物件の内訳につきまして、次ページ以降、別紙をつけてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

青柳委員、お願いいたします。

○**青柳委員** 質問なのですけれども、この3件にある教師用教科書の中で、「デジタルブック付」と書いてあるのですが、利用状況というか、どんな形でデジタル化が進んでいるのか教えていただけたらと思います。

○**教育長** 学務課長。

○**学務課長** デジタル教科書につきましては、各学校で状況に応じて使っていると聞いております。例えば、デジタル教科書ですと、見にくいところを拡大することもできますので、そういった機能を活用しながら、授業で活用していると学校からも聞いているところでございます。

○**教育長** 青柳委員。

○**青柳委員** 報道でデジタル教科書の普及が進んでいるというのを聞きながら、先生方の指導書にもデジタル教科書というのが加わって、その分結構いい金額になってきているというのも聞いていますので、良し悪しもあるとは思いますが有効に使っていただけたらと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○**教育長** ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第18号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第18号は、原案のとおり可決といたします。

以上で、非公開案件を終了いたします。

次に、議案第19号「葛飾区学校教育情報化推進計画」を上程いたします。

学校教育推進担当課長。

○**学校教育推進担当課長** それでは、議案第19号「葛飾区学校教育情報化推進計画」につきまして、説明を申し上げます。

「提案理由」でございます。学校教育の情報化の推進に関する法律第9条第2項に基づく葛飾区学校教育情報化推進計画を策定するため、本案を提出するものでございます。これまで案として、本委員会でご報告をさせていただいているところでございます。

計画案からの大きな変更点はございませんので、詳細につきましては割愛をさせていただきますが、改めて本計画の概要の説明をさせていただきたいと思っております。

恐れ入りますが、計画の 15 ページと 16 ページをご覧ください。本計画では、コンセプトといたしまして、「子どもや先生一人一人の可能性を引き出す ICT 環境で、かがやく未来をつくる力をはぐくみます」を掲げております。このコンセプトを実現するため、三つの基本方針といたしまして、基本方針 1 では「ICT を活用した『主体的・対話的で深い学び』の実現による子どもたちの資質・能力の育成」、基本方針 2 では「教員の能力を最大限に発揮するための ICT を活用した働き方改革の推進」、基本方針 3 では「教育 DX を推進するための環境整備と ICT 推進体制の確保」を掲げております。

今、申し上げた三つの基本方針に基づき、本区の教育情報化の推進に取り組んでいく計画としてございます。

最後に、本計画をご決定いただいた後でございますが、計画書を冊子としてまとめまして、教育委員会の皆様をはじめ、区議会や関係部署へ配付するとともに、区民の方にも手に取って見ていただけるよう、各図書館と区政情報コーナーへ閲覧用として置く予定でございます。また、ホームページにも掲載をしまして、広く周知を図ってまいります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。

谷部委員、お願いします。

○**谷部委員** 新聞に学校端末が普及しているけれどもセキュリティなどに問題がある自治体はかなりあるということが載っていました。葛飾区はこういう計画を前から立てていただいて、セキュリティなども気を付けていただいていると思っておりますが、不安に思っている保護者の方もいらっしゃると思うのです。例えば子どもたちが撮った家族の写真とかが、どういうふうになるだろうという。ですので、そういう安心を与えていただいて、なおかつ推進した教育が受けられるといったこともアピールもしていただきたいかなと思いました。

よろしくお願いします。

○**教育長** 学校教育推進担当課長。

○**学校教育推進担当課長** ありがとうございます。我々もタブレットを配る際には、当然、個人情報取り扱いなどにつきましても、同意書という形で最低限の情報は取り扱いをさせていただきますけれども、それ以外については行わない旨をご説明させていただいて、同意を取らせていただいた上で、貸与をさせていただいているところでございます。

また、ご意見いただいたとおり、保護者の方々も不安に感じるところもあると思っておりますので、今後、情報モラル教育ですとかセキュリティの教育というのは、学校だけで完結する問題ではないと感じてございますので、学校と保護者がきちっと連携を取って、子どもに指導

なりできるような体制など検討を始めているところでございます。そういった連携を取りながら、保護者の方にもご理解をしていただけるように取組を進めてまいりたいと考えてございます。

よろしく申し上げます。

○教育長 よろしいですか。

○谷部委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第19号について、原案のとおり可決することにご異議、ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第19号は原案のとおり可決といたします。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項等の1「令和6年度組織改正について」の報告をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、「令和6年度組織改正について」説明を申し上げます。

まず、表をご覧ください。左側が現行の教育委員会事務局の組織でございまして、右側が改正後となっております。

裏面をご覧ください。改正理由をお示ししてございます。まず、指導室につきましては、役割を分かりやすく示すために、名称を教育指導課に改めるものでございます。次に、総合教育センターの執行体制の強化を図るため、学校教育支援担当課長を改めまして、新たに総合教育センター教育支援課を設置し、あわせて総合教育センター管理担当課長を設置するものでございます。

ご説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見などございますでしょうか。

壺内委員、お願いいたします。

○壺内委員 総合教育センターは今までも学校現場と直結して常に指導、助言しながら、大きな成果を挙げてきたと思います。そういう中で、執行体制強化を図るといふこの目的なのですが、特に何か新しいものでも、あるいは再編しながら、組織を拡大しながら、何かこれからやろうかなということを考えているのですか。

○教育長 学校教育支援担当課長。

○学校教育支援担当課長 まず、この執行体制の強化ということで、クラス支援員であるとか、またそれ以外にも医療的ケアなど、学校に配置する人員が増大しているという状況と、あとはそれ以外の校内サポートルームの設置も令和8年度までに完了するというところで、業務量も増

えてきたということがございますので、こちらの体制は2課長にすることによって、スムーズな体制を整えるということを今後も進めていきたいと考えてございます。

○壺内委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○教育長 よろしいですか。

上原委員。

○上原委員 具体的には教育支援課と管理担当課長とどういうふうに仕事を分けるのですか。

○教育長 学校教育支援担当課長。

○学校教育支援担当課長 まずは学校への指導・助言機能というのは、これまでと同様にございますので、教育支援課では具体的にそういった機能を有するということになりますが、一方で、管理課では予算の執行であるとか、あるいは校内サポートルームのような校内に設置しなければならない、あるいは委託しているものを進めなければならないというような、そういうお支払いをする関係も含めての業務体制ということで分けていきたいと考えてございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 そうすると、教育支援課は今までどおり学校に直接指導とか入っていくという、どちらかという教育に関する業務。管理課はそれ以外の業務。子どもたちに接するというよりは、具体的に支援ルームをつくったりとか、そういった子どもたちと接するのではないような教育の分野ということですか。

○教育長 学校教育推進担当課長。

○学校教育支援担当課長 校内に入るものはなかなか上手にすみ分けることが難しいものもあるとは思いますが、大まかに言えば、今のような分けを考えているところでございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 こういうふうに分けるときっていうのは大変なのよね。この仕事はこっちにとか、この仕事はこっちとか言っても、でも同じ人じゃないと分からないとか、そういったことって起きてくるし、初めから上手はいかないと思うのね。だから、トライ・アンド・エラーじゃないけれども、何回もいろいろやってみて、それでだんだん分かれていくのではないかなと思いますから、大変だと思いますけれども頑張ってください。

○教育長 組織についてご意見を頂きましたけれども、今までは指導室と担当課ということだったところが、組織課二つとそこに担当課長がつくということなので、役割が明確になるところではありますけれども、3人の課長の連携がさらに大事になっていくと考えております。今後、役割を明確にしつつ、しっかり連携していくという形で進めてまいりたいと思っております。

よろしいでしょうか。

○上原委員 はい。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項等の1を終わりいたします。

次に、報告事項等の2「かつしか教育プラン（2024～2028）の取組について（令和6年度取組予定）」の報告をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、「かつしか教育プラン（2024～2028）の取組について（令和6年度取組予定）」につきまして、説明を申し上げます。

まず、1の「かつしか教育プランについて」でございます。本計画は、教育基本法第17条第2項に基づきまして、令和10年度までの5年間におきます本区の教育行政の方向性をお示しするものとしたしまして、本年1月に策定したものでございます。

続きまして、2の「かつしか教育プランの推進について」でございます。本計画の推進に当たりましては、学識経験者の知見を活用いたしまして、各施策や取組の実施状況を点検・評価していくほか、PTAや地域の関係団体などで構成する葛飾区教育振興基本計画推進委員会を年2回開催いたしまして、様々な意見を頂き、次年度以降の施策につなげていくものでございます。

続きまして、3の「令和6年度取組予定について」でございます。6年度の取組予定につきましては、本年2月に開催いたしました推進委員会におきまして内容の検討を行い、別添のとおりに作成したものでございます。

それでは、別添資料に基づきまして、内容についてご説明を申し上げます。まず、表紙の裏面でございます。こちらは、かつしか教育プランの位置付けについて記載してございます。

また、次のページの上段には、「かつしか教育プランの推進について」ということで、計画の目指すものの実現に向けて、三つの基本方針の基に取組を進める旨を記載してございます。

さらに下段には、かつしか教育プランの進行管理について記載をしてございまして、葛飾区教育基本計画推進委員会に報告をし、ご意見を頂くとともに学識経験者からもご意見を頂き、次年度の取組につなげていく旨を記載してございます。

続きまして、本文につきましては、6年度の主な新規拡大事業に関する部分について、説明を申し上げたいと存じます。

1枚、おめくりいただきまして右側の1ページをご覧ください。こちらは基本方針1でございます。ページの中ほどをご覧くださいませ。各基本方針に評価指標を設けまして、10年度までの目標値をお示ししております。

3ページをご覧ください。こちらは目指す方向性（1）でございますが、各目指す方向性につきましても評価指標を設けまして、10年度までの目標値をお示ししているものでございます。

5ページをご覧ください。こちらからは、施策の取組内容の詳細についてご説明をしてまい



ります。まず、施策①「個別最適化した学力向上に向けた取組の充実」の（サ）でございます。学習や能力向上への意欲が高い区立小・中学校の児童・生徒を対象に、土曜日を中心として活動し、もてる能力をさらに向上させるための、「かつしかチャレンジプログラム」を開設いたします。6年度は、小・中学生を対象とした「自然科学コース（科学教室）」と「プログラミングコース」を、そして中学生を対象とした「English challengeコース」を実施いたします。

続きまして、6ページをご覧ください。施策⑤「幼児教育の充実と幼保小・小中・中高連携教育の推進」の（ア）でございます。指導室に新たに「就学前教育アドバイザー」を配置いたします。区内の幼児教育施設を訪問し、教育・保育施設の取組を把握するとともに、子育て支援部と連携いたしまして、幼児教育の質の向上に向けて、助言と支援等の充実を図ってまいります。

続きまして、11ページをご覧ください。こちらは、目指す方向性（3）の施策①「特別支援教育の推進」の（エ）をご覧ください。発達障害等のある児童・生徒に対しまして、6年度は、クラス支援員を配置してまいります。次に、（オ）でございます。ペアレントトレーニング講座につきましては、6年度は、定員を12人から20人に拡大して実施いたします。

続きまして、その下の施策②「不登校に係る支援の充実」の（ウ）でございます。「校内サポートルーム」につきましては、6年度は中学校3校で開設するとともに、7年度に向けて、5校の開設準備を行ってまいります。

続きまして、施策③「日本語指導の充実」の（ア）でございます。「にほんごステップアップ教室」を総合教育センターに加え、新小岩中学校内に開設し、2カ所で運営を行ってまいります。

続きまして、15ページをご覧ください。目指す方向性（5）の施策①「学習環境の充実」でございます。（ア）では、平成30年9月に決定した改築校についての取組。おめぐりいただきまして、16ページの（イ）では、令和5年12月に決定した改築校についての取組をそれぞれお示ししております。次に、（エ）でございます。学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進を図るために、6年度は、小学校4校・中学校1校にスロープを設置するほか、小学校2校に車椅子使用者用トイレを設置いたします。その下の（オ）でございます。「葛飾区学校適正規模等に関する方針（提言）」を踏まえまして、令和7年4月に木根川小学校と渋江小学校の学校統合を行います。統合小学校の開校に向けまして、両校の連携を深めながら、統合準備を進めてまいります。その下の（カ）でございます。5年度から実施している学校給食費の完全無償化につきまして、6年度からは、重度の食物アレルギー等の理由により、学校給食を全く喫食せず弁当を持参している児童・生徒の保護者につきましても、学校給食費相当額の補助を開始いたします。

その下の施策②「教育D Xを推進する環境整備」の（ア）でございます。6年度は教職員端末の入替を実施するとともに、次期学校教育総合システムのリプレイスや1人1台タブレット端末の更改等に向けての検討を実施いたします。

続きまして、22 ページをご覧ください。こちらは基本方針2の目指す方向性（2）の施策②「学校施設等を活用した放課後支援の推進」の（ア）でございます。6年度は、新小岩地域に学童保育クラブを新設するとともに、水元小学校及び道上小学校で校内学童保育クラブの整備工事を行います。その下の（イ）でございます。学童保育クラブの待機児童が特に多い学校において、放課後、土曜日、三季休業中等の未利用時間帯に校内の諸室等を活用した「学童保育クラブ待機児童解消見守り事業」をモデル実施いたします。

続きまして、施策の③「学校と連携する体制の整備」の（ウ）でございます。国が推進する学校運営協議会の設置に向けたモデル校を選定し、設置に向けた準備を進めてまいります。

続きまして、24 ページをご覧ください。こちらは、目指す方向性（3）の施策④「区立中学校部活動等の充実」の（ア）でございます。部活動の地域への移行を進めるため、区立中学校の中からモデル校を指定し、新たに地域クラブ活動を試行的に実施いたします。その下の（イ）でございます。学校の状況を考慮しながら、引き続き中学校部活動顧問指導員や中学校部活動地域指導者の配置の充実を図ってまいります。

続きまして、26 ページをご覧ください。こちらは、基本方針3の目指す方向性（1）の施策①「区民のニーズをとらえた学習機会の充実」の（イ）でございます。令和6年10月から7年3月までの予定で改修工事を行う郷土と天文の博物館につきましては、休館期間中は他の区施設や屋外などで、講座やイベントを実施いたします。

続きまして、30 ページをご覧ください。こちらは目指す方向性（2）の施策①「区民協働による学習・スポーツ活動の推進」の（オ）でございます。ブラインドサッカー大規模大会を本区で実施するとともに、パラスポーツを普及するイベントを開催いたします。

続きまして、34 ページをご覧ください。こちらは目指す方向性（3）の施策②「魅力あるスポーツ施設の整備」の（イ）でございます。奥戸総合スポーツセンター陸上競技場につきまして、既設の人工芝から天然芝生に改修工事を行うための設計・工事費の算出を行います。あわせて、効果的な芝生の育成・維持管理方法や天然芝の養生期間、工事スケジュールの検討などを行ってまいります。二つ下になります（オ）でございます。私学事業団総合運動場につきましては、区の体育施設条例に位置づけまして、区民が利用できるスポーツ施設として、区民の健康づくり・スポーツ振興の一層の促進に向け、（仮称）東新小岩運動場として整備し、活用してまいります。

続きまして、施策④「利便性の高い図書館の整備」の（ア）でございます。利用者のプライバシー確保や利便性向上のため、地域館にICTを活用した自動貸出機、セルフ予約棚、簡易

返却機などを導入し、職員を介さず、利用者自身で手続きができるシステムを整備いたします。6年度は、鎌倉図書館に自動貸出機及びセルフ予約棚を導入いたします。次に、(イ)でございます。電子書籍のコンテンツ数を増やすことによりまして、非来館者向けサービスの拡大を図ってまいります。次に、(ウ)でございます。中央図書館の個人閲覧席につきまして、インターネットからの予約を可能にすることで、利便性の向上を図ってまいります。

最後になりますが、35 ページから 42 ページまでは、参考資料といたしまして用語解説。43 ページは調査概要を掲載しております。また、2月19日に開催いたしました計画推進委員会におきます主なご意見などにつきましては、別添といたしまして意見等要旨としてまとめておりますので、本文とあわせてご参照いただければと存じます。

ご説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見などございますでしょうか。

井口委員。

○**井口委員** 6ページの⑤の「幼児教育の充実」のところなのですが、就学前教育アドバイザーについてなのですが、どのような人材というか資格とかをお願いするようなことを考えているのかということをお願いしたいです。

あと、人数については、たしか「広報かつしか」にも出ていたような気がするのですが、すみません、教えてください。

○**教育長** 指導室長。

○**指導室長** 就学前教育アドバイザーにつきましては、学校管理職の経験を資格要件といたしまして、公募を行って人材を決定しているところでございます。なお、会計年度任用職員として1名を採用する予定でございます。

以上でございます。

○**井口委員** ありがとうございます。

○**教育長** よろしいですか。ほかには何かございますでしょうか。

議会で予算案を議決いただきましたら、このような形で進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で、報告事項等の2を終わりといたします。

次に、報告事項等の3「区立小・中学校の学校給食に係る弁当対応者等への補助の実施について」の報告をお願いします。

学務課長。

○**学務課長** それでは、報告事項等の3「区立小・中学校の学校給食に係る弁当対応者等への補助の実施について」ご説明申し上げます。

まず、1の「目的」でございます。区立小・中学校におきまして、重度の食物アレルギーや

宗教等の理由によって学校給食を全く喫食せず、弁当を持参している児童・生徒の保護者や、葛飾区に住所を有する者で、国立等の特別支援学校に在籍し、区立学校に副籍を置く児童・生徒の保護者に対しまして、当該保護者の経済的負担を軽減するために補助を行うというものでございます。

2の「対象」でございます。今、申し上げたところではありますけれども、(1)区立小・中学校に在籍し、重度の食物アレルギーや宗教等の理由により、学校給食を全く喫食せず、弁当を持参している児童・生徒の保護者という形にしてございます。なお、一部であっても学校給食の提供を受けた日の属する月ですとか1日も出席しなかった月につきましては、対象外としてございます。

そして二つ目、葛飾区に住所を有し、国立等の特別支援学校の小学部又は中学部に在籍し、区立学校に副籍を置く児童・生徒の保護者を対象としてございます。

3番「制度概要」でございますけれども、対象者からの年度ごとの申請に基づき、区が学校給食費相当額を月単位で補助をするというものでございます。

恐れ入ります。裏面にお移りいただきまして、4番「実施時期」は、令和6年4月。5番「補助金支給時期」といたしましては、完全に弁当持参、給食を全く喫食しないで弁当を持ってくる場合、お子さんの保護者に対しては、学期ごとに年3回支給。(2)国立等の特別支援学校在席の保護者に対しましては、年度末に年1回支給という形としてございます。

6番に「令和6年度当初予算案計上額」ですとか、「補助額」といったところを記載させていただいております。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

**○教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の3を終わります。

次に、報告事項等の4「令和7年度使用中学校教科用図書の採択事務について」の説明をお願いします。

指導室長。

**○指導室長** それでは、報告事項等の4「令和7年度使用中学校教科用図書の採択事務について」ご説明いたします。

まず、採択の「概要」でございます。今回は、令和7年度から葛飾区立中学校で使用する教科書の採択事務を行うものでございます。採択に当たりましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づき実施するものでございまして、国語、書写、社会。社会には地理的分野、歴史的分野、公民的分野がございます。それ以外に、地図、数学、理科、音楽。音楽には一般と器楽合奏がございます。そして、美術、保健体育、技術・家庭。

技術・家庭には、技術分野と家庭分野がございます。そのほか英語、道徳の種目ごとに1種の教科書を文部科学大臣が作成、送付する教科書目録に登録された教科書のうちから、使用する年度の前年度の令和6年8月31日までに採択をするものでございます。

おめくりいただきまして、資料1の要綱をご覧ください。第2条、基本方針でございますが、採択は、適正かつ公正に行われるようにするもの。第4条、第5条では、検討委員会を設置しまして、外部の委員を入れて検討を行うようにしております。そして、第9条、調査委員会の設置では、検討委員会の検討に資するため、調査委員会を置くものでございます。

次に、資料2「実施細目」、こちらの案をご覧ください。実施細目では、検討委員会及び調査委員会の委員数、「直接の利害関係を有する者」の定義を規定しております。なお、本実施細目につきましては、組織改正に伴い、組織名称が変わることから、4月1日以降に制定・施行する予定でございます。

資料3につきましては、採択の流れ図となっております。前回の令和2年度との変更点は、資料右側、区民の皆様対象の教科書展示会の会場でございますが、これまで総合教育センター、中央図書館、新小岩地区センターの3カ所において実施しておりましたが、中央図書館の会場が狭く分かりづらいとの意見を頂戴したことから、今年度、実施いたしました小学校採択に引き続き、カナマチぶらっとのロビーの一角をお借りいたします。また、新小岩地区センターにつきましても、6年度は改装工事がございます関係で、近隣のにこわ新小岩の2階、レク・イベントスペースに変更して開催をする予定でございます。こちらは、より駅に近く、多くの区民の皆様が利用する施設であるため、利便上の向上を図るとともに、より多くの区民の皆様に教科書を手に取っていただけるものと考えております。

資料4につきましては、今後の事務日程の予定になってございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○**教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の4を終わりといたします。

次に、報告事項等の5「令和5年度『かつしかっ子』賞の審査結果について」報告をお願いします。

指導室長。

○**指導室長** それでは、報告事項等の5「令和5年度『かつしかっ子』賞の審査結果について」ご報告いたします。

この制度は、「かつしかっ子」宣言に定められております項目に当てはまる優れた活動を行った児童・生徒を対象にするもので、令和2年度から始まり、学校からご推薦を頂いております。

本年度は、小学校16名、中学校22名、計38名の児童・生徒を表彰することとなりました。

表彰基準は、資料にございますとおり、（１）から（５）、人のためになる活動を行うなどして、ほかの子ども等の模範となった。福祉活動、奉仕活動等、地域における活動を継続的に実践した。人命救助又はこれに類する行為を行った。スポーツ・文化活動等において、優れた行為・活動を行ったことなどで、各校から推薦がございました。

３月１４日に表彰式を行う予定でございます。

説明は以上でございます。お願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の５を終わりといたします。

次に、報告事項等の６「令和５年度葛飾区『優秀な教員の表彰』の審査結果について」の報告をお願いします。

指導室長。

○**指導室長** 次に、報告事項等の６「令和５年度葛飾区『優秀な教員の表彰』の審査結果について」ご報告申し上げます。

本制度は、平成１７年度から続くもので、原則として教職員経験１０年以上かつ葛飾区経験３年以上の先生方を対象としてございます。今年度は、小学校１７名、中学校２名、保田しおさい学校１名、計２０名の先生方をご推薦いただき、選考委員会での選考を経て、表彰を決定いたしました。

推薦区分に関しましては、教育研究に関する発表者、教育方法の指導改善で顕著な功績を上げた者、部活動等で優れた実績を上げた者、また教育委員会が設置する委員会に貢献したなどで、各校から推薦を頂きました。

こちらは３月２７日に表彰式を行います。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。

壺内委員。

○**壺内委員** 本区の学校は、本当に優秀な教員が、小・中、幼も含めていっぱいいます。こういう中で、いつも中学校が少ないのです。今年もたったの２名です。小学校が１７名で、中学校は半分くらいはいて当然なのかなと思います。校長先生方が遠慮しているのか、推薦してこないと見ております。

能登半島地震で、優秀な教員が各都道府県から派遣されているとか、あるいは内地留学とか、そういうところにも要請があればという話なのですが、派遣できるようなシステムもこれから考えていかなきゃいけないのかなと思うと同時に、少し中学校を増やすように働きかけてください。

よろしくお願いいたします。

○教育長 指導室長。

○指導室長 こちらの表彰が、これまで表彰された先生が対象外になってしまうというような事情もありますが、しかしながら中学校にも積極的に呼びかけてまいりたいと思います。

なお、補足でございますが、被災地の教員派遣につきましては、東京都教育委員会から要請がございまして、中学校から1名、手が挙がったのでございますが、直前になりまして、東京都からの派遣は取りやめるというようなことで実現はしなかったのですが、そういったところにも立候補していただく先生方もいらっしゃると思いますので、来年度、表彰については中学校にも積極的に呼びかけてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかには何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の6を終わりといたします。

次に、報告事項等の7「令和6年度エデュケーション・アシスタントの配置について」の報告をお願いします。

指導室長。

○指導室長 それでは、「令和6年度エデュケーション・アシスタントの配置について」ご報告をいたします。

東京都は、これまで都内一部の公立小学校におきまして、教員の負担軽減策の一つとして、第1学年から第3学年までのいずれかの学年について、副担任相当の業務等を担うエデュケーション・アシスタントを配置する際の経費を補助する「エデュケーション・アシスタント配置支援事業」を実施しておりました。

こちらの事業の令和6年度の募集につきましては、当初都内100校程度と通知されておりましたが、1月10日付で、働き方改革の推進と教育の質の向上を目的に、都内全公立小学校を対象とする旨、通知がございまして、本区におきましても全区立小学校にエデュケーション・アシスタントを配置するものでございます。なお、東京都から配置に係る任用費用の補助の内定を受けております。

こちらのエデュケーション・アシスタントは、会計年度任用職員として任用され、業務内容といたしましては、資料にございますとおり、児童の対応や登下校時の見守り、学習生活指導の補助等、副担任相当の業務を担うこととなります。

資格要件につきましては、子どもとの関わりに適性があり、かつ一定の事務能力がある者とし、教員免許は必要としてございません。

勤務形態は、1日当たり7時間30分、週4日の勤務となります。報酬額等は資料のとおりでございます。4月1日の配置を予定しております。

なお、財政措置につきましては、必要経費は全額東京都からの補助対象となりまして、年度

当初は、既存のSSSや副校長補佐等、当初予算で計画されております予算内から対応することといたしまして、不足する経費につきましては、金額を精査した上で補正予算等による措置を検討してまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問などございますでしょうか。

上原委員。

○上原委員 このエデュケーション・アシスタントという人の資格要件だと、子どもと関わり合いに適性があり、かつ一定の事務能力ある者というのになっているのですけれども、年齢制限みたいなのはあるのですか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 年齢制限はございません。

○上原委員 分かりました。例えば、教職員の免許がない一般の方で、定年になって、でも子どもとの関わり合いは好きだというような方が、もし応募したとした場合、そういう人も対象にはなるということでしょうか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 はい。左様でございます。各校が公募をいたしておりまして、選考するわけですが、年齢と資格要件はございませんので、面接をする中で、コミュニケーション能力ですとか、子どもに対するそういったお気持ちで選考してまいります。また多くの場合は、これまでも学校にSSSや別の立場に関わった方が応募するケースが多いと報告を受けております。

以上でございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 そうしましたら、おおよそ大部分の候補者はもう決まっていると考えたほうがいいですか。まだ決まっていない学校もあるのですか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 現在小学校49校中、35校が内定をしていて、正式な任用に向けて手続を進めているという状況でございます。

以上でございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 そうすると、14校はまだ決まっていない。今後も探していくという形になっていくのですかね。これを見ますと、週4日ぐらいですから、逆に言うとフルで働くというのではないので、そういう意味では、もしかしたら希望のある方たちもいらっしゃるのかなと思います。もしかしたら今月決まらないで来月にというか、その次の年まで持ち越す場合もあるかも



しれませんけれども、教育委員会側でも、決まっていないところは声掛けをしてあげるようにしていただくと、学校はともかく忙しいのですよね。忙しさに紛れてそのままになってしまうケースがあるので、ぜひとも声掛けをしていっていただければと思います。

○教育長 ご要望ということでよろしいですか。

○上原委員 はい。

○教育長 ほかにはいかがでしょう。

谷部委員。

○谷部委員 このお話を伺ったときに、希望される方は、今までも学校にSSSですとか、スクールサポーターという形で関わっていた方が多いと聞いております。ただ、内容ですとか、誰が自分たちをサポートしてくれるのかということ、業務内容が多岐にわたっていて児童の相談なども業務内容に書いてあるので、そういうところに不安があるというお声もお聞きしています。そういうサポート体制は、研修等も含めて指導室でやっていくのかお聞きしたいと思います。

○教育長 指導室長。

○指導室長 エデュケーション・アシスタントの方々を対象とした特段の研修、今のところは予定をしておりません。各学校で具体的な業務についてお願いしていくという形に、当面はなるかと思っております。しかし、委員のお話にございましたとおり、何らかの一定のマニュアルですとか、研修ですとか、区としての説明が今後必要になってこようかと思っておりますので、学校からの報告を随時受けまして、検討をしていく必要があると認識をしております。

以上でございます。

○教育長 よろしいですか。

○谷部委員 はい。

○教育長 ほかにはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の7を終わりといたします。

次に、報告事項等の8「令和6年度以降の特別支援学級（知的障害）連合行事について」の報告をお願いします。

学校教育支援担当課長。

○学校教育支援担当課長 それでは、私から「令和6年度以降の特別支援学級（知的障害）連合行事について」ご報告させていただきます。

まず、1の「目的」でございます。次期教育振興基本計画では、特別支援教育に係る環境の整備として、障害のある子どもと障害のない子どもが状況に応じてともに過ごすことができるよう、交流及び共同学習の推進を図ることといたしました。これを踏まえまして、特別支援学級（知的障害）の児童・生徒のみで実施していた連合行事を見直したため、令和6年度以降の

連合行事の実施予定をご報告するものでございます。

続きまして、2の「実施方法」でございます。ページをおめくりいただきまして、別紙「特別支援学級（知的障害）連合行事令和6年度以降の実施予定について」をご覧くださいませ。まず、令和5年度の欄でございます。小学校の連合運動会及び中学校の連合体育祭につきましては、奥戸総合スポーツセンターで開催いたしました。このほか、各学校における運動会・体育祭も開催されまして、児童・生徒はいずれの行事にも参加しております。また、宿泊行事につきましては、小・中学校ともに日光で実施いたしました。中学校3年生におきましては、各校の3年生の修学旅行にも参加してございます。

連合展覧会と学芸会につきましては、小中合同で隔年で行うものでございますが、今年度は、中学校は亀有のリリオホールで行われました。小学校は、各学校の学芸会や音楽会、学習発表会等に参加しております。

令和6年度以降でございます。小学校における連合宿泊は継続となり、令和7年度から保護者の意向や児童の実態を踏まえまして、参加が可能な場合は、通常学級の移動教室に参加することとなります。その他の行事につきましては、各校で開催する行事に参加いたします。

また、中学校における連合体育祭、宿泊行事、連合展覧会につきましては、令和6年度は開催し、令和7年度以降は各学校の行事に参加することとなります。

お戻りいただきまして、3の「保護者への周知」でございます。特別支援学級（知的障害）に在籍する児童・生徒の保護者に対しては、各学校を通じて、今年度中に周知を行ってまいります。

ご説明は以上でございます。

**○教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問などございましたらお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の8を終わりといたします。

次に、報告事項等の9「令和5年度親子の手紙コンクールの実施結果について」の報告をお願いいたします。

地域教育課長。

**○地域教育課長** それでは、私から「令和5年度親子の手紙コンクールの実施結果について」ご説明を申し上げます。

本事業は、テレビやゲーム、インターネット、スマホを休んで、家族で一緒にしたこと・家族でやったことなどを手紙にしてお互い伝える事業で、平成23年度から実施をしております。

対象者につきましては、区内の小・中学生とその保護者で、主に夏休みの期間の出来事をターゲットにしているため、7月21日から募集を開始しているというところでございます。

応募数につきましては、2に記載のとおりでございます。昨年度と比較すると減少している

という状況でございます。

実際には、令和元年度の1,974作品から減少傾向が続いてございますので、今後、周知・啓発が課題と考えてございます。

応募された作品につきましては、まず地域教育課職員及び指導室指導主事の1次審査を経まして、本審査では学校教育担当部長をはじめ、小・中学校校長会代表や小学校PTA連合会代表などの審査員による審査を行いまして、3に記載のと通りの結果となりました。

入賞作品につきましては、作品集として各学校に配付のほか、広報かつしかや区公式ホームページ、「かつしかのきょういく」などで周知を図ってまいります。

裏面をご覧ください。入選された方々につきましては、本日午後4時半より表彰式を行う予定でございます。

説明は以上でございます。

**○教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の9を終わりといたします。

次に、報告事項等の10「令和6年度改訂版『かつしか家庭教育のすすめ』の発行について」の報告をお願いします。

地域教育課長。

**○地域教育課長** それでは、私から引き続きまして「令和6年度改訂版『かつしか家庭教育のすすめ』の発行について」のご説明を申し上げます。

「かつしか家庭教育のすすめ」につきましては、成長段階に応じた発達の特徴や、親子間の関わり方などを啓発するため、毎年、小学校や幼稚園などを通じて、各ご家庭に配付をしているところでございます。この冊子につきましては、3年ごとに見直しを行ってございまして、令和6年度が改訂の年に当たるため、今年度に内容の見直しを行ったものでございます。

見直しにつきましては、子どもの生活習慣向上家庭教育支援関係者会議の各委員からのご意見を踏まえ、指導室、お茶の水女子大学の猪股先生にご協力を頂きまして、作成をしたものでございます。

今回の主な改訂内容としましては、2に記載がありますとおり、葛飾区子どもの権利条例、LGBTQ+、子育て・教育に関する相談窓口などを追記してございます。

お手元にはパンフレット、概要リーフレットが参考としてお配りしておりますので、ご覧いただければと思います。

5の配布方法でございますけれども、小学校入学説明会や児童相談所地区センター等の区内施設、あるいは保育園、幼稚園を通じて5歳児の保護者、地域教育課主催の講座などで配付してございます。小・中学校の保護者の方につきましては、home&schoolを活用して、電子版の配信を行う予定でございます。

ご説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の 10 を終わりいたします。

次に、報告事項等の 11「令和 6・7 年度葛飾区スポーツ推進委員の決定について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○**生涯スポーツ課長** それでは、「令和 6・7 年度葛飾区スポーツ推進委員の決定について」ご説明をいたします。

1の「概要」といたしましては、本区のスポーツ推進のため、社会的人望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、区民に対しスポーツの実技指導、その他のスポーツに関する指導、助言を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものでございます。

2の「主な職務」といたしましては、以下に記載のとおり、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整。区民の求めに応じて、スポーツの実技の指導を行う。学校その他の教育機関及び行政機関の行う運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事又は事業に関し、協力することなどを担っていただくものでございます。

3の「任期」といたしましては、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年間でございます。

4の「委員決定者一覧及び内訳」といたしましては、別紙 1 で「令和 6・7 年度葛飾区スポーツ推進委員決定者一覧」として地区ごとの資料を、別紙 2 の内訳としまして、委員の年齢・経験数などを掲載した資料を添付しております。

なお、今回の決定者は定員 55 名に対して、49 名となっております。

5の「選考経過」といたしましては、第 1 回スポーツ推進委員選考委員会におきまして、選考基準を決定し、その選考基準に基づき、まず体育協会と連合葛飾地区協議会及び総合型地域スポーツクラブへ推薦依頼を行いました。次に、各地区のバランスを勘案し、青少年育成地区委員会へ推薦依頼をするとともに、区民の公募を行いました。第 2 回選考委員会におきましては、推薦のあった方を審議し、令和 6・7 年度葛飾区スポーツ推進委員として承認したものでございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の 11 を終わります。

次に、報告事項等の12「令和5年度葛飾区体育功労者及び社会体育優良団体の表彰について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

**○生涯スポーツ課長** それでは、「令和5年度葛飾区体育功労者及び社会体育優良団体の表彰について」ご説明をいたします。

1の「概要」といたしまして、葛飾区におけるスポーツの健全な普及及び発展に顕著な貢献をした者について区長が表彰するものでございます。

2の「推薦団体」でございますが、葛飾区体育協会、小学校体育連盟、スポーツ推進委員協議会に意見を聞き、教育委員会を通じて区長へ推薦をするものでございます。

3の「推薦基準」といたしましては、区内において、スポーツ・レクリエーション活動の指導及び組織化に寄与するとともに、地域、職場及び体育協会においてスポーツ振興に尽力し功績顕著な者としております。

4の「選考委員会」につきましては、令和6年2月9日に開催いたしまして、5の「表彰対象」の体育功労者13名、社会体育優良団体1団体を選考いたしました。なお、体育功労者、社会体育優良団体の一覧は別紙で添付をしております。

6「表彰日」といたしましては、令和6年4月14日に予定してございます。2024 かつしかスポーツ大会総合開会式の席上で表彰をする予定でございます。

ご説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

**○教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問などございましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の12を終わりいたします。

次に、報告事項等の13「区政代表・一般質問要旨（令和6年第1回区議会定例会）」の報告をお願いします。

教育次長。

**○教育次長** それでは、2月27日及び28日に開催されました、令和6年第1回定例会本会議における代表質問・一般質問のうち、教育委員会に係る質疑内容につきまして、概要をご報告いたします。

初めに、公明党、小山たつや議員の代表質問でございます。まず、教員等の事務を補助する人材についてのご質問に対して、スクールサポートスタッフや副校長支援員に加えて、エデュケーション・アシスタントの配置を検討していること。発達障害等のある児童・生徒に、指導補助等を行うクラス支援員を全小学校及び10校の中学校に新たに配置することなどを答弁いたしました。

次に、部活動地域移行の展望を示されたいとのご質問に対して、来年度は地域移行の課題抽

出、対応策の検討、教員の負担軽減の検証等を目的としたモデル事業の実施を予定していること。地域やスポーツ・文化団体等の関係者で構成する協議会を設置し、モデル事業による検証結果を踏まえ、今後の中学校部活動の地域連携、地域移行の方向性及び実施方法を検討していくことを答弁いたしました。

次に、今後の教育DXの方向性を伺うとのご質問に対して、新たな「かつしか教育情報化推進プラン」では、教育DXを推進するための環境整備を柱の一つに掲げ、ICTを活用した働き方改革や主体的、対話的で深い学びを推進していくことを述べた上で、具体的な取組例をお示しいたしました。

続きまして、一般質問でございます。初めに自民党、大森ゆきこ議員のご質問でございます。まず、葛飾教育の日を活用した地域連携型防災訓練の実施を、各学校に働きかけていただきたいが、教育委員会の見解を伺うとのご質問に対して、地域と連携した防災訓練の有効性を述べた上で、校長会を通じて働きかけていく旨を答弁いたしました。

次に、使用頻度の高くない学用品などを共用化することは多くの利益をもたらすと考えるが、教育委員会の見解を伺うとのご質問に対して、本区では学用品は原則個人負担であるが、学校によっては共用化している例もあることを述べた上で、今後、実態を把握した上で、学校の指導方針や教員の管理上の負担、保護者の要望などを踏まえながら、共用化について検討する旨を答弁いたしました。

次に、近年の物価高を踏まえ、学校の物品購入予算を見直す必要があると思うが、教育委員会の見解を伺うとのご質問に対して、予算令達の現状をお示しした上で、物品の調達方法の見直しを進めるほか、経費について精査し、必要な予算の確保に努めていく旨を答弁いたしました。

続きまして、公明党、江口ひさみ議員のご質問でございます。まず、図書館全館で認知症基本法の理念に基づく、普及・啓発のためのイベントを行ってはどうかとのご質問に対して、図書館の取組事例をご紹介した上で、今後、認知症への理解を深める企画についても検討していく旨を答弁いたしました。

次に、校内教育支援センターの設置をどのように進めていくのか、本区の考え方を伺うとのご質問に対して、取組の現状及び名称を校内サポートルームに変更することをご説明した上で、出現率の高い中学校を優先して、令和8年4月までには、全ての区立中学校に校内サポートルームを設置する計画である旨を答弁いたしました。

次に、各学校で葛飾区不登校児童・生徒支援スタンダードに示された、居場所づくり・きずなづくりにしっかりと取り組む必要があると思うが、どのように進めていくのかとのご質問に対して、学校が全ての児童・生徒にとって安心・安全な心の居場所、魅力ある場所であるためには、きずなづくりの場となることが必要であり、今後、より適切な対応ができる教員を育成

することで、児童・生徒が安心して学べる学校づくりに努めていく旨を答弁いたしました。

次に、不登校支援窓口を創設し、ワンストップで相談できる仕組みを構築すべきと考えるが、区の考えを問うとのご質問に対して、現在は教育相談という名称で不登校に関する相談にも対応しているが、今後分かりやすい名称を検討すること及びワンストップで対応できるよう他機関との連携強化を図っていく旨を答弁いたしました。

次に、家庭で子どもに接する際のポイントをアドバイスするハンドブックを作成し、保護者とお子さんを応援すべきと考えるが、区の考えを問うとのご質問に対して、不安を抱える保護者にとって、ハンドブックは効果的な取組の一つになり得るとの認識を示した上で、他自治体の例も参考にしながら、不登校対策プロジェクト検討委員会で検討する旨を答弁いたしました。

次に、不登校の未然防止につなげられるよう、タブレットのメリットを生かした取組を早急に進めるべきと考えるが、区の考えを問うとのご質問に対して、今後、アプリケーションの導入などICTを生かした不登校対策の取組を行っている自治体の例を研究し、新たな取組を検討していく旨を答弁いたしました。

次に、登校時間前に学校で子どもを預かる仕組みをつくり、低学年児童は保護者が連れてくるようなルールをつくってはどうかとのご質問に対して、就学児童が安全に過ごせる居場所のニーズは高く、これまで学童保育クラブやわくわくチャレンジ広場など居場所の充実を図ってきたことを述べた上で、ご提案については他自治体の取組を参考に、今後検討していく旨を答弁いたしました。

続きまして、区民連、大高拓議員のご質問でございます。まず、大規模災害時には、一定以上の期間、学校施設で教育スペースが確保できないことを想定した対策を講じておくべきだと思うが、区の考えを問うとのご質問に対して、ほかの区有施設や民間施設の利用をはじめ、他自治体に対する受入要請など、区長部局とも連携しながら、様々な可能性を探り、対策を検討していく旨を答弁いたしました。

次に、東四つ木地域の学校再編をより良いものにしていくために、地域の意見を聞く機会を増やしていくべきと考えるが、区の見解を問うとのご質問に対して、新たに整備する学校や学校再編により生じる学校跡地については、学校づくり検討懇談会はもとより、説明会などを通じて、地域の方々からご意見を伺っていく。さらに、児童・生徒にもワークショップに参画していただくなど、地域が一体となって検討できるよう、取り組んでいく旨を答弁いたしました。

続きまして、共産党、片岡ちとせ議員のご質問でございます。まず、学校のプールの水は消防水利として、また生活用水として重要な役割を持つものだと思うがどうかとのご質問に対して、学校施設は地域の防災拠点であり、水の確保は重要であるとの認識をお示した上で、学校避難所標準スタイルでの記載内容をご紹介します。水泳指導で学校プールを使用していない学校

から、優先的に防災井戸を整備していることを答弁いたしました。

次に、学童保育クラブの増設及びかつしかプラスについてのご質問に対して、学童保育クラブの整備状況を述べた上で、かつしかプラスの事業内容等について、ご説明いたしました。

次に、アレルギーなどで給食無償化になっていない子どもに対して、給食費相当分を支給すべきと思うがどうかのご質問に対して、令和6年度から、アレルギー等の理由で弁当を持参している児童・生徒の保護者に対する支援を行う旨を答弁いたしました。

次に、補助教材及び修学旅行を無償化すべきとのご質問に対して、経済的支援が必要な保護者に対しては、就学援助制度で対応していることから、現時点で無償化する考えはないことなどを答弁いたしました。

次に、就学援助制度の認定基準の引き上げや、費目認定を増やすなど改善を図るべきと思うがどうかのご質問に対して、これまでも必要な見直しを行ってきたこと、来年度は要件の緩和を行う予定であること、今後も必要に応じて見直しを行い、適切な制度の運用に努めていくことなどを答弁いたしました。

次に、校内サポートルーム及びふれあいスクール明石についてのご質問に対して、校内サポートルームについては出現率の高い中学校から設置を進めている。小学校への設置及びふれあいスクール明石の対象学年や環境整備については、国や東京都の動向も踏まえ、検討していく旨を答弁いたしました。

次に、教員を増やし、少人数学級にすべきと思うがどうかのご質問に対して、教員の配置は、法律による1学級当たりの児童数を基準に東京都が行っていることから、区の裁量で実施することは難しい旨を答弁いたしました。

続きまして、自民党、秋本とよえ議員のご質問でございます。まず、新たな教育プランでは、葛飾区が目指す教育をどのように描かれているのか、教育長の見解を示されたいとのご質問に対して、社会的背景や子どもに係る本区の動向をお示した上で、新たな教育プランでは、葛飾区が目指すこれからの教育として、SDGsの目標の達成を目指す教育と子どもたち一人一人を大切にしたい教育を新たに掲げたこと。計画を貫く理念を「かがやく未来をつくる力をはぐくむ ～共に学びあい 支えあうまち かつしか～」とし、三つの基本方針を掲げ、方針ごとに方向性と施策を定めたことをご説明し、計画を通して誰1人取り残すことのない質の高い教育を実現することで、自分だけでなく全ての人の幸せをどう実現していくのかを考え、成長し続ける子どもたちを育てるとともに、生涯にわたる継続的な学びや活動についても支援を充実していくことを答弁いたしました。

次に、子ども一人一人を大切にしたい、子どもが生き生きと学ぶ教育の取組を具体的に示されたいとのご質問に対して、具体的な取組として、教員の授業力向上を目的とした様々な研修の実施により、個別最適化された子どもの主体的な学びの実現を目指すこと。また、英語体験プロ



グラムなどの体験的な学習の充実を図り、子どもが生き生きと学ぶ教育を実現していくこと。特別支援教育や不登校支援、日本語指導など一人一人のニーズに応える学びの場の充実、整備を進めること。加えて、施設、設備、ICTなど環境を計画的に整え、それぞれを連携させながら、子どもが生き生きと学ぶ教育を実現していくことなどを答弁いたしました。

次に、一人一人の個性を積極的に伸ばしていく教育にも取り組んでほしいと思うが、見解を伺うとのご質問に対して、個性を伸ばす取組としては、新規にかつしかチャレンジプログラムの開設を予定していること。また、これまでの様々なコンクールやスポーツ大会などの機会も積極的に生かしながら、幅広い分野で才能を発揮する子どもたちを応援し、能力と個性をさらに伸ばせるよう取り組んでいく旨を答弁いたしました。

次に、中学校部活動の地域移行について、区民や団体と連携・協働しながら進めていただきたいと思うが、見解を伺うとのご質問に対して、これまでの検討経過や来年度予定しているモデル事業の目的をご説明し、今後設置する協議会では、地域の方やスポーツ・文化団体等の関係者にご参加いただき、部活動の地域連携、地域移行の方向性及び実施方法について検討を進めていく旨を答弁いたしました。

以上でございます。

**○教育長** ただいまの報告につきまして、何かご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

本日ご用意した案件は、以上でございます。その他委員の皆様から、ご質問やご意見など何かございましたら、お願いしたいと思います。

井口委員。

**○井口委員** その他ではないのですが、優秀な教員の表彰のところで、言い忘れたのがあったのでよろしいでしょうか。

**○教育長** はい、お願いします。

**○井口委員** 推薦区分のところで、学校で若手教員の育成という大事な役割があって、そこでかなり力を発揮したり、貢献している教員もいるように聞いているのですけれども、とても大事なことなので項目としてあってもいいのかなと思うのですけれどもいかがでしょうか。

**○教育長** 指導室長。

**○指導室長** 人材育成は大変大きな課題であり、また重要な命題だと思っておりますので、今後、先ほどの中学校の推薦人数につきましてもご指導いただきましたので、そちらも含めて、校長会とも検討を重ねてまいりたいと思います。

以上でございます。

**○教育長** よろしいでしょうか。

**○井口委員** はい。

○教育長 そのほか何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、これもちまして、令和6年教育委員会第3回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会時刻 11時20分